

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成20年4月3日(2008.4.3)

【公表番号】特表2008-505330(P2008-505330A)

【公表日】平成20年2月21日(2008.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-007

【出願番号】特願2007-519702(P2007-519702)

【国際特許分類】

G 0 1 N 35/08 (2006.01)

G 0 1 N 33/66 (2006.01)

G 0 1 N 37/00 (2006.01)

A 6 1 B 5/151 (2006.01)

A 6 1 B 5/1459 (2006.01)

A 6 1 B 5/15 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 35/08 A

G 0 1 N 33/66 D

G 0 1 N 37/00 1 0 1

A 6 1 B 5/14 3 0 0 D

A 6 1 B 5/14 3 2 1

A 6 1 B 5/14 3 0 0 J

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月15日(2008.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

穿通または切断により充填材を開くことによって試験エレメント(1)の周囲に向かって試料採取位置(4)、チャンネル(9)の侵入開口部(7)およびチャンネル(9)の排出開口部(8)を同時に開くことを特徴とする充填材を開くことによって試験エレメントの周囲に向かって試料採取位置(4)およびチャンネル(9)の侵入開口部(7)を同時に開くように作られている充填材により密閉された試料採取位置(4)を試験エレメント(1)が含んでおり、試験エレメント(1)が試料採取位置(4)および侵入開口部(7)を経由して液体試料(20)を分析用のチャンネル(9)にある試験フィールド(17)に吸収することができ、チャンネル(9)には侵入開口部(7)から間隔を開けて少なくとも1つの試験フィールド(17)が配置され、液体試料(20)用の侵入開口部(7)および排出開口部(8)を有する液体試料(20)の毛細管搬送に適したチャンネル(9)を含む液体試料(20)を分析するための分析試験エレメント。

【請求項2】

侵入開口部(7)がチャンネル(9)の一方の終端に配置され、排出開口部(8)がチャンネルのもう一方の終端に配置されることを特徴とする請求項1記載の分析試験エレメント。

【請求項3】

チャンネル(9)の侵入開口部(7)および排出開口部(8)が試験エレメント(1)にある空間(6)に達しており、この空間が充填材を開く際に試験エレメント(1)の周囲

に向かって開くように配置されていることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の分析試験エレメント。

【請求項 4】

空間 (6) が試験エレメント (1) を使用しない状態で第 1 番目の側で試料採取位置 (4) を密閉する充填材に少なくとも部分的に隣接しており、第 1 番目の側と反対側にある第 2 番目の側で第 2 番目の充填材と少なくとも部分的に隣接していることを特徴とする請求項 3 記載の分析試験エレメント。

【請求項 5】

チャンネル (9) の侵入開口部 (7) に対する試料採取位置 (4) の間隔がチャンネル (9) の排出開口部 (8) に対する試料採取位置 (4) の間隔に比べて短いことを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の分析試験エレメント。

【請求項 6】

少なくとも 1 つの試験フィールド (17) と排出開口部 (8) とのあいだに比べると侵入開口部 (7) と少なくとも 1 つの試験フィールド (17) とのあいだにあるチャンネルの内側においてチャンネル (9) が液体試料 (20) によって湿りやすいことを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の分析試験エレメント。

【請求項 7】

試験エレメント (1) に乾燥剤 (19) が含まれていることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の分析試験エレメント。

【請求項 8】

試験エレメント (1) には試験フィールド (17) において液体試料 (20) を光度測定により分析するために試験フィールド (17) に向いた検出ウインドウ (18) が含まれていることを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の分析試験エレメント。

【請求項 9】

チャンネル (9) に隣接している少なくとも 1 つの壁において液体試料 (20) を電気化学的に分析するための基板を試験フィールド (17) に取り付けることを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の分析試験エレメント。

【請求項 10】

以下に示した順番で層が配置されており：

- A) 試料採取位置 (4) を含む第 1 番目の封印層 (2)
- B) 透明な第 1 番目の担体層 (13)
- C) チャンネル (9) の第 1 番目の部分 (30) を含む第 1 番目の中間層 (10)
- D) 開口部 (32) を含む第 2 番目の担体層 (12)
- E) チャンネル (9) の第 2 番目の部分 (31) を含む第 2 番目の中間層 (11)
- F) 第 3 番目の担体層 (14) および
- G) 第 2 番目の封印層 (3)

このとき第 2 番目の担体層 (12) にある開口部 (32) がチャンネル (9) の第 1 番目の部分 (30) をチャンネル (9) の第 2 番目の部分 (31) と結合し、試験フィールド (17) がチャンネル (9) の第 1 番目の部分に配置され、使用しない試験エレメント (1) では層 B) から層 F) を通って空間 (6) が広がっており、チャンネル (9) の第 1 番目の部分および第 2 番目の部分 (30、31) に通じていることを特徴とする請求項 7 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の分析試験エレメント。

【請求項 11】

少なくとも 1 つの試験エレメント (1) および液体試料 (20) を採取する直前に試料採取位置 (4) にある試験エレメント (1) の充填材を開くための 1 つの穿通装置および試験エレメント (1) の試験フィールド (17) にある液体試料 (20) を分析するための検出装置 (25) を有する液体試料 (20) を分析するための請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 12】

穿通装置の他に体液を液体試料 (20) として排出するためには体液を液体試料として排出

するために患者の皮膚に穿孔を生じさせるランセット、カニューレ、針、ナイフまたはピンといった形状による穿孔装置が含まれ、穿通装置自体を穿孔装置としても使用することを特徴とする請求項1_1記載のシステム。

【請求項 1_3】

血液または間質液におけるグルコース含有量を分析するための請求項1～1_0のいずれか1項に記載の分析試験エレメントの利用。